

平成 2 2 年 6 月 1 5 日開会

平成 2 2 年 6 月 2 8 日閉会

平成 2 2 年
第 2 回定例会会議録
(第 1 日 6 月 1 5 日)

小 豆 島 町 議 会

平成 2 2 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 2 5 号

平成 2 2 年 第 2 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 2 年 6 月 1 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 1 . 期 日 平成 2 2 年 6 月 1 5 日 (火)
- 2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 2 2 年 6 月 1 5 日 (火曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 2 年 6 月 2 8 日 (月曜日) 午後 1 0 時 0 2 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名簿

出席 欠席 ×

議席番号	氏 名	6月15日	6月25日	6月28日
1	森 口 久 士			
2	谷 康 男			
3	大 川 新 也			
4	柴 田 初 子			
5	藤 本 傳 夫			
6	森 崇			
7	新 名 教 男			
8	安 井 信 之			
9	植 松 勝太郎			
10	渡 辺 慧			
11	村 上 久 美			
12	鍋 谷 真由美			
13	中 江 正			
14	中 村 勝 利			
15	浜 口 勇			
16	秋 長 正 幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	第3日
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	中 桐 久 志			
企 画 財 政 課 長	松 本 篤			
税 務 課 長	松 尾 俊 男			
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章			
保 健 事 業 課 長	村 口 佐 吉			
介 護 事 業 課 長	宗 保 孝 弘			
環 境 衛 生 課 長	平 井 俊 秀			
商 工 観 光 課 長	島 田 憲 明			
才 リ ー プ 課 長	中 塚 昭 仁			
農 林 水 産 課 長	石 山 豊			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬			
社 会 教 育 課 長	大 下 淳			
介護老人保健施設事務長	(兼) 宗 保 孝 治			
病 院 事 務 長	莊 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 空 林 志 郎

議事日程

別 紙 の と お り

平成22年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成22年6月15日（火）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長施政方針
- 第4 報告第4号 平成21年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
(町長提出)
- 第5 報告第5号 平成21年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について
(町長提出)
- 第6 議案第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
(町長提出)
- 第7 議案第48号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第8 議案第49号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第9 議案第50号 小豆島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第10 議案第51号 小豆島町地域振興基金条例について
(町長提出)
- 第11 議案第52号 サン・オリーブ大規模修繕等準備基金条例について
(町長提出)
- 第12 議案第53号 平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）
(町長提出)
- 第13 議案第54号 平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号) (町長提出)

開会 午前9時30分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

また、暑くなってきておりますので、会議中に上着をとっていただいて結構でございます。

本日は、何かとご多忙のところ、ご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月8日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

次に、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会6月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。ご承知のとおり、昨夏の衆議院議員総選挙による政権交代からわずか8カ月半の今月初め、極度の支持率低下に陥った鳩山内閣にかわって菅内閣が誕生いたしました。新内閣のもとでの参議院議員通常選挙を間近に控える中、今後の施策の動向も不透明な状況にありますが、いずれにしても日本社会最大の課題は少子・高齢化や人口減少、後進国の経済発展による国際競争力の総体低下など社会経済の構造的変化をどう克服するかということに尽きると思います。

小豆島町は、こうした日本社会の構造的変化の最先端にあり、足元の課題への対応のみならず、10年先、20年先のさらなる変化を見据えたまちづくりに取り組まなければなりません。

後ほど、町政に関する私の所信を述べさせていただきますが、議員並びに町民の皆様におかれましては、格別のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、本定例会は繰越計算書の報告2件、人事案件1件、条例案件5件、補正予算の審議2件をお願いすることになっております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時33分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項ではありますが、2月以降5月末までの主要事項に関する報告、監査委員からの出納例月検査執行状況報告書3件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、3番大川新也議員、4番柴田初子議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によります本会議は本日と25日及び28日とし、会期は本日から28日までの14日間をしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から28日までの14日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 町長施政方針

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、町長施政方針を議題とします。

町長から平成22年度の施政方針を伺います。町長。

町長（塩田幸雄君） 平成22年第2回小豆島町議会定例会の開催に当たり、これからの町政運営に対する私の所信の一端を申し述べ、議員各位、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

議長（秋長正幸君） 大変暑くなってきておりますので、上着をとって結構でございますので、どうぞ皆さん。

~~~~~

日程第4 報告第4号 平成21年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5 報告第5号 平成21年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、報告第4号平成21年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第5、報告第5号平成21年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書については相関する報告でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第4号平成21年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてのご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月議会で予算議決いただきました平成21年度小豆島町一般会計の繰越明許費に係る財源内訳等について報告するものであります。

なお、報告第5号も小豆島町水道事業会計の繰越計算書について同様に報告するものであります。

内容につきましては順次担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第4、報告第4号平成21年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 報告第4号平成21年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

上程議案集の1ページをお開き願います。

この案件につきましては、第1回定例会最終日におきましてご可決を賜りました平成21年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

款項、事業名、翌年度繰越額及びその財源内訳については、2ページ、3ページの平成21年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書に掲げているとおりでございます。

まず、事業名の欄に括弧書きで地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業としている6事業に加え、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業としている9事業につきましては、国の平成21年度予算の1次及び2次補正にかかわるもので、去る3月に開催された定例会でもご説明申し上げましたが、国の補正予算にかかわる各種事業につきましては実施期間も短く年度内完了は困難なことから、国においても繰り越しを認めており、一部の執行を

除き予算の繰り越しを行ったものであり、事業ごとの説明は省略させていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費の全国瞬時警報システム J - A L E R T 整備事業ですが、これにつきましては受信機器の仕様の決定に不測の日数を要したため、繰り越しを行ったものでございます。

次に、3 款民生費、2 項児童福祉費の子ども手当電算システム導入事業につきましては、国の2次補正に計上されたもので、子ども手当の支給にかかわる電算システムの改修であります。改修に相当の期間を要するため、繰り越しを行ったものでございます。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費の新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業でございます。これについては、3 月末までの接種に対して請求に基づき助成するもので、国への補助申請までの事務処理期間を確保するため、繰り越しを行ったものでございます。

同じく4 款3 項水道費の内海ダム再開発事業出資金につきましては、内海ダム再開発事業の用地取得において、収用対象地の収用委員会手続などに不測の日数を要したため、つけかえ道路建設工事の着手が遅延したことにより、県事業が繰り越しとなったため、町予算についても繰り越しを行ったものでございます。

3 ページのほうをごらんください。

次に、8 款土木費、6 項都市計画費の植松都市下水路整備事業につきましては、安田ポンプ場の設計業務の仕様を決定するに当たり、ポンプ場の家屋配置などの協議に不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなったため、繰り越しを行ったものでございます。

同じく、柴中公園整備事業につきましては、用地取得において関係相続人が多数存在し、用地交渉に不測の日数を要したため、繰り越しを行ったものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） 次、日程第5、報告第5号平成21年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 報告第5号水道事業会計予算建設改良費繰越計算書についてご説明をいたします。

お手元の資料の5 ページをお開き願いたいと思います。

平成21年度の小豆島町での水道会計で予定をいたしておりました建設改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので、香川県が事業主体の事業が1 件と、内海ダム再開発関連の配水管布設がえ事業の1 件でございます。

1 件目は内海ダム再開発事業に関する利水負担金として事業費の4.8%相当となります。3,984万円を計上いたしておりましたが、事業主体であります香川県が事業の一部を繰り越したことから、平成21年度に支払い義務が生じなかった2,049万6千円を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越したものでございます。

繰り越しの財源については、既収入特定財源が3万1千円、企業債が110万円、国、県の補助金が1,252万6千円、一般会計出資金が683万2千円、当年度損益勘定留保資金7千円でございます。

2 件目は、内海ダム再開発事業に伴う配水管布設がえにかかわるものです。県発注工事に伴い、配水管の布設がえを行うものでありましたが、県発注工事に相当の時間を要したことから、当初想定した日数より長くかかったことにより年度内の完了が見込めなくなったため、翌年度に繰り越すものです。繰越額は514万5千円の工事費で、その財源につきましては公共事業の工事負担金が286万円、当年度損益勘定留保資金が228万5千円、不用額が238円でございます。

なお、公営企業会計における予算繰り越しの手続は一般会計の明許繰り越しと異なり、あらかじめ予算に定める必要がないものとされており、事業所権限により決定し、地方公共団体の長への報告により成立するものとされており、

また、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてその旨を報告しなければならないとされており、本日お手元の資料のとおり、ご報告するものでございます。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第6 議案第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第47号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第47号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、中武義景氏が平成22年9月30日をもって任期満了となりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げますとともに、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第48号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第48号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第48号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島バス株式会社にかわって、町民及び2町の出資により設立された小豆島オーリーブバス株式会社が平成22年4月1日から路線バスの運行を開始したところであります。

小豆島にとって貴重な公共交通であります路線バスを維持するためには、同社の経営努力はもちろんですが、官民挙げて路線バスの利用促進を図ることが重要であります。

こうした観点から、町職員が率先して路線バスの利用促進を図るため、小豆島町職員の給与に関する条例に通勤手当の特例を設け、月4日のノーマイカー通勤を実施しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 議案第48号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集は8ページにあります。

町長の提案理由にありましたように、路線バス事業を引き継ぎましたオリーブバスの利用促進を図るため、通勤手当を支給を受けている職員、つまり自宅から勤務先までの距離が2キロ以上ある職員ということになりますけれども、これらの職員に週1回、月にしますと4回ということになりますけれども、路線バスの利用を促し、利用に応じて通勤手当が支給できるよう、8ページの新旧対照表のとおり、附則10の次に11、通勤手当支給の特例として附則を追加するものでございます。

週1回のバス利用日につきましては、ノー残業デーとしております水曜日をノーマイカーデーとしてバスの利用促進を図ろうとするものでございます。ノーマイカー通勤の対象者につきましては、池田、内海両庁舎とオリーブナビに勤務をし、自動車利用により通勤手当の支給を受けている者で、路線バスの利用が可能な一般行政職の職員としています。ただし、自宅から停留所までの距離が1キロ以上あるとか、登庁時や退庁時に適当なダイヤがないなど、バスを利用しがたい者は除くとしております。

月々の通勤手当の額ですけれども、通勤手当の特例等に関する規則を新たに設けまして、支給を受けている通勤手当の額から日割り計算で月4日分を減額をし、4日分のバス利用運賃分を加算した額とすることにしております。

また、本議案に直接関係はいたしませんけれども、このノーマイカー通勤のほかに、通年でバスを利用する定期利用通勤も奨励をしてございます。今のところ、通勤手当の支給を受けている主幹以上の職員を対象としており、6月1日から利用可能な職員は既にバスにより通勤をしております。今後は、対象となる全職員にこの定期利用通勤を促して、職員みずからがマイカーから路線バスに切りかえることで、環境に配慮したまちづくりをアピールするとともに、オリーブバスの利用促進に少しでも貢献できればというふうを考えております。

なお、施行日につきましては、本年7月1日としております。以上、まことに簡単ではございますけれども、説明のほうを終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番森議員。

6番（森 崇君） 町長のほうから官民挙げてということをおっしゃったんですけど、民に対してどういう呼びかけをするつもりなのか、しているか、これだけ聞きたいと思います。

議長（秋長正幸君） ちょっと傍聴者の方、私語は慎んでいただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時15分

議長（秋長正幸君） 再開いたします。企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 6番森議員のご質問にお答えをいたします。

今回、後ほどご提案申し上げます補正予算にも計上いたしておりますが、路線バスの利用促進活動に対する各種の補助制度を設けてまいりたいと思っております。その中では、イベントを活用した路線バスの利用促進でありますとか、また地元商店とタイアップした企画切符の発行等々を自主的に行えるところに対しまして、補助をしていこうというようなことでございます。

また、もとより区長、広報を通じまして、今後とも路線バスの利用促進に向けての啓発を進めてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） ノーマイカーデーで通勤した場合に、それは自己申告で計算はされるのでしょうか。どういう流れになるのかお尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 利用の実態の申告のお尋ねですけれども、取りまとめは各部署の課長にお願いをしております。あくまでも、職員自身の自己申告で取りまとめをする予定にしております。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 先ほどの森議員との質問にちょっと関係するんですけども、少し具体的な点なんですけど、企業が雇用している職員を送迎するための自前の車といたしますが、そういうふうなことでやってるという以前お聞きしたことがあるんです。それは現在も使ってるんだったら、そういう企業関係に対してどういうふうに話をされるのか、あるいは高校の通学の場合ですけども、今バスを活用していますが、そのことについてどのように対応していくのか、官民との協力関係でやっていくという町長の姿勢のもとであるならば、その運営に対する協議関係の各関係者との協議の中で、それぞれ話なりがされたのかされてないのか、その点についても伺いたいというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 11番村上議員のご質問にお答えを申し上げます。

企業の中で送迎バスの運行をされておるといことも承知をいたしております。その中

で、今後におきましては、特に各企業においてはそういったものを路線バスへの転換をお願いしてまいりたいとは思っております。ただ、経費のかかる話でございますので、すぐには難しいと思いますが、粘り強くご相談なり、ご協議なりをさせていただけたらと思っております。

あと、小豆島高校への送迎バスでございますが、こちらのほうにつきましても、一応今後とも以前には一度お話をさせていただきました。路線バスへの転換は可能かどうかというお話もさせていただきましたが、今の高校2年生、3年生が入学当時に校門までバスをつけるというような、そういうことで取りまとめをしたという経緯もございまして、すぐには難しいという話は伺っております。しかしながら、今後とも高校生なんかには特に路線バスに乗っていただきたいということもございまして、今後とも運行している団体と協議をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 7番新名議員。

7番（新名教男君） 町長は先ほどオーリーブバスについての考え方の中で、便利で効率的なマイカーとは違う価値と、これは非常に小豆島らしいでいいことやと、スローライフでよらしい。しかし、行政として職員が勤務する場合、住民はスピードアップ、スピードアップと言っておりますんで、そのあたりの兼ね合いをどういうふうにするのか。庁舎には自動車もあるとは思いますが、そのあたりはどう考えとるのか、ちょっとお聞きしたい。しかし、方針としては便利で効率的なマイカーと違う価値を見出しとることは、これは観光も含めていいことやと思えます。今の点、よろしく。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 私は車を持っておりませんし、免許も持っていません。島にいる間も小豆島バスを利用しておりました。それから、40年間島を離れてましたが、東京から月1回から2回帰ってましたが、必ず小豆島バスを利用してまして、飛行機の便を調整し、空港から高松港までのバスの便を調整し、船の時間を調整し、うまくいった途端、バスが出てるということを何度も何度も経験しました。バスなしでは生活ができない、交通弱者であります。それから、母親は2月に亡くなりましたが、母はバスでやはり内海病院に通っておりました。小豆島の価値を考えると、やっぱり議員も言われましたが、自然や文化、ゆったりとした生活というか、それが小豆島の魅力であるならば、その象徴であるオーリーブバスを残すことは小豆島の発展にも必要ですし、交通弱者あるいは観光客、どこからどう見ても必要だということです。

一方で、仕事で急ぐことも当然ありますから、それはおのおのご判断していただければい

いんだと思います。常にオーリーブバスを使ってほしい、役場の幹部には出勤は基本的に使ってほしいと申しあげましたが、住民の方に常にオーリーブバスを使ってほしいと申しあげるつもりは全くありません。時間のゆとりがあるとき、車を使わなくても、例えば土庄に買い物に行ける余裕があるというのは必ずあるはずですから、そういうときはぜひ使ってほしいということだろうと思います。最終的には、お一人お一人が判断すべき問題です。

それと、オーリーブバスに対しては大変厳しく申しあげてまして、経営努力が足りてないと思います。例えば、バス乗ったときとおりたとき、ありがとうございますとかおはようございますということをはっきり言うこととか、バスに乗ると小豆島の観光案内のポスターが張ってあるとか、パンフレットが置いてあるとか、いろんな工夫をすることは山ほどあると思います。それをまずオーリーブバスはすべきだと思ってますし、料金も非常に高いです。役場の職員は交通手当をもらいますので、利用はできるんですが、一般の町民や一般の企業の方は自己負担になりますから、オーリーブバスが経営努力をしていただくということも大前提に入ってます。いずれにしても、最終的にはお一人お一人のご判断だと私自身は考えてます。以上です。

議長（秋長正幸君） 7番新名議員。

7番（新名教男君） 今、町長がおっしゃったことはよくわかるんですが、僕の質問したポイントは、町役場の職員が住民の要求にこたえるためにどう動くかということについては、我々住民サイドとしてはスピーディーで効率的をねろうとするわけです。そこんことをどなたか答えてください。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） あくまで、通勤時にバスを使用することであって、勤務時間中はもう公用車での対応ということになりますので、新名議員さん心配されておるようなことはないかと思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第49号 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第49号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第49号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険法の一部改正により、同法第22条の4が削除されたことに伴い、小豆島町国民健康保険条例中の引用条文にずれが生ずることとなったため、同条例を一部改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 議案第49号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集10ページをお開き願います。

今回の条例の一部改正は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係制令の整備に関する制令、また所得税法の一部を改正する法律等が改正されることに伴いまして、小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

先ほども町長が説明を申し上げましたが、国民健康保険法第72条の4が削除されましたことによりまして、条ずれが生じ、改正前の国民健康保険法第72条の5が改正後では国民健康保険法第72条の4になるものでございます。

この改正後の国民健康保険法第72条の4は、国及び都道府県は制令の定めるところにより、市町村に対し高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導に要する費用のうち、制令で定めるものの3分の1

に相当する額をそれぞれ負担するとなっております、特定健康診査及び特定保健指導についての規定でございます。

また、今回削除されました改正前の国民健康保険法第72条の4につきましてご説明を申し上げますと、国保の医療費には大きな地域差がございます。事業運営の不安定要因となっております。この問題に対応するため、被保険者の年齢構成、災害等の特別な事情を考慮しても、なお医療費が著しく高額になると、多額になると見込まれ、事業安定化のための措置を特に講ずる必要があると認められる市町村につきまして、厚生労働大臣が安定化計画策定の市町村として指定をしております。この指定された市町村では、指定された年度の実績給付費が全国平均の1.17倍を超えた場合について、その超えた額の50%を保険料で、残り50%を国、県、町で16.7%ずつ折半することとされております。今回の改正によりまして、この条が削除されましたことによりまして、通常の費用負担であります保険料50%、国負担43%、県負担7%となり、町の費用負担がなくなるものでございます。以上で、小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は40分から再開いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

議長（秋長正幸君） 再開いたします。

~~~~~

日程第9 議案第50号 小豆島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例につ

いて

議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第50号小豆島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第50号小豆島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、従来から池田地区に設置しておりました池田放課後児童クラブに加え、新たに内海地区において社会福祉法人への事業委託による内海放課後児童クラブを設置し、より広範な地域における放課後児童対策及び子育て支援策の充実を図ろうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） 議案第50号小豆島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案集の12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。

放課後児童クラブにつきましては、旧池田町におきまして平成16年度から運営してまいりましたが、近年核家族化の進展や共働き家庭の増加等によりまして、旧内海町内におきましても放課後児童クラブの設置が強く望まれてきているところでございます。

これを受けまして、いろいろと検討いたしました結果、社会福祉法人清見福祉協会に放課後児童クラブの運営を業務委託するのが望ましいとの考えから、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表に沿いまして、ご説明いたします。

第2条の児童クラブの名称及び位置につきましては、改正前は(1)名称、小豆島町池田放課後児童クラブ。(2)位置、小豆島町池田1306番地としておりましたが、改正後として新たに名称としまして、小豆島町内海放課後児童クラブ、位置としまして小豆島町草壁本町396番地、これは社会福祉法人清見福祉協会の所在でございますが、これを追加して表形式といたしております。

続いて、放課後児童クラブの運営を業務委託しますことから、第8条で事業の委託について規定するものでございます。（事業の委託）としまして、「第8条、町長は適切な事業の運営が確保できると認められる社会福祉法人に委託することができる。2、第1項の

規定により事業を委託した場合は、第3条から前条までの規定を準用する。」を追記するものでございます。

第3条から前条までの規定と申すのは、児童クラブの定義、休日、保育時間、児童指導員や保護者負担金等々についての規定でございます。以降は、条ずれによるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、小豆島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 内海地域の保護者の方が待ち望んでいた学童保育ができるということで歓迎したいと思います。それで、具体的にはいつから実施されるのかということ、何人が最初に利用するようになるのかということ、それと学校から清見寺までの足はどのようにする予定なのかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） 鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

開始はいつからということなんですが、今議会が終わりますともう7月に入りますが、早々に募集の事務取扱を進めてまいる予定です。

それから、人数でございますが、先般希望調査をとらせていただきました。星城小学校で12名、安田小学校で11名、苗羽小学校で3名、合計26名の方の通年の希望がございました。それから、3校合わせまして長期休暇のみの方も5名の希望が出ております。合計31名の方の希望でございます。

清見福祉協会への足をどうされるかということなんですが、星城小学校からですと、距離が約600メートルでございます。これは徒歩で登所可能だと考えております。それから、安田小学校から清見福祉協会までは1,600メートルございます。また、苗羽小学校から同じく清見福祉協会まで約2,500メートルございます。基本的には清見福祉協会は送迎を行っております。その送迎ができない日もあると思いますが、そのときはタクシー等の送迎を考えたいと思います。現在、清見福祉協会におきましては送迎を100円という形でご負担をいただいております。私ども、それをもとに試算をしました結果、保護者負担金5千円となりますが、それに食い込むことなく補助金の中である程度の手当ができるので、その線に沿っていければと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 日時、何日からとかいうんはわからないんですか。もう7月入って募集して早々にできるということで、夏休みは当然できるということでいいんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） 日時ははっきりはまだしておりませんが、この議会が終わることを見計らいまして、もうできるだけ早目に募集をかけるように委託したいと思えます。

議長（秋長正幸君） 7番新名議員。

7番（新名教男君） このシステム自体は非常にいいことですが、現実に学校の公教育でさえいじめとか生徒指導上の問題が今出ていると思います。小豆島町だってそういうことがゼロとは言えません。そこで、16年から池田はやっとんですが、池田においてもいろんな問題が出るとは時々聞いておるんですが、これはどんなんでしょうか。

それから、清見寺というのは新しい教育、素晴らしい教育をしておりますので、これはいい結果が出るんじゃないかと思うて大いに期待しております。そこでお願いですが、町として共稼ぎをしている方たちは多分勤めておるとは思いますが、企業への経営者への理解とか、残業とかそういうとこなんかでいろいろ問題が出る可能性もあると思えますんで、ぜひ町として企業経営者への働きかけはどう考えておいでるか、その1点だけお聞きしたいと思えます。以上です。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） いじめの件でございますが、以前から子供の世界ではありますから、多少はあったように聞いています。先般も保護者を池田児童クラブで行いまして、耳にしましたのは、物を隠されたとかそういったお話がございました。指導員は注意はしてあるようなんですが、それは目の届かない部分もあったんだろうなと思えます。今後とも注意はしていきたいと思えます。

経営者への理解を求める部分につきましては、この制度が恐らく企業側へ、経営者側へ十分に伝わっていなかった経緯もあるかと思えますが、できるだけそういったご両親の負担という現実をご理解いただき、迎えが6時ぐらいまでということもございまして、ご理解をいただき、またご協力賜りますよう、機会とらえましてご説明にも行きたいと思えますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 7番新名議員。

7番（新名教男君） ぜひ期待しておりますが、企業に対してはできるだけやしに、

必ずやってください。よろしく申し上げます。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 子供たちを見る先生の数、今は何人でしょうか。これからふやす計画なんか聞いてますか、だれかお願いします。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） 清見福祉協会に保育士さんが結構いらっしゃいます。この事業のためにお一人を採用する予定と伺っております。池田児童クラブですと、常時2名、それから不測の事態とか長期休暇に備えましてもう一名、基本的には3名の体制をとりますが、清見福祉協会さんになりますと、1名を採用の上、あとは職員の交代で十分カバーできると聞いております。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 今何人かいうやつ。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） 人数については確認しておりません。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 条例の中で、社会福祉法人にという限定というふうな形になっております。これから、言うたら学校の統合問題なりでその空き地を利用するというふうなことになる、いろいろな団体、NPO関係も出てくると思います。その辺の中で、ここで社会福祉法人というふうな部分に限定したのはどういうふうなことで、考えでやられたのかお伺いいたしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

社会教育課長（大下 淳君） 国の児童福祉法などによりますと、この放課後児童クラブにつきまして運営できるのは町でありますとか、社会福祉関係、その他の団体と非常に幅広い設定となっております。はっきり言えば、どなたでもということになるんですが、じゃあNPOと申しまして非常にたくさんのものがございます。あそこにして、ここはだめなのかという議論も出てくるのも困りますので、基本的には社会福祉法人として、法人化が持った実績もあるところに委託するのがベストであるというふうに考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 言うたら、旧前としてもともとあるもんに対しては門戸を広げるけど、新たに参入するというふうな部分には門戸を広げないというふうな考え方いうん

は、いろんな面でちょっとおかしい部分が出てくると思いますんで、その辺町長が認めた場合はそういうふうな団体というふうな形でやったほうが限定するよりはいいのではないかなと。そういうふうな想定した、国は想定してそういうふうな文言になつとると思いますんで、その辺ちょっと今後検討してもらえたらと思いますけど、その辺どうですか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 今回の条例改正は多分清見福祉協会を前提に条例改正をしたんだと思いますが、安井議員がおっしゃるように、将来NPOとかその他の団体でも適切な事業主体があり、また放課後児童クラブをやる必要があったときにはその際条例も変えるということでご理解いただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第51号 小豆島町地域振興基金条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第51号小豆島町地域振興基金条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第51号小豆島町地域振興基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、住民の一体感の醸成と地域振興を図るとともに、将来に向けた財政基盤の強化を図るため、小豆島町地域振興基金を設置しようとするものであります。

なお、基金の造成に当たっては、合併市町村に対する特別の財政支援措置であります合併特例事業債の借り入れが認められておりますので、これを活用するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申

上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第51号小豆島町地域振興基金条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の14ページをお開き願います。

旧合併特例法では、市町村合併に対する財政支援の一つとして、地域住民の一体感の醸成や合併市町村における地域振興を図るため、合併特例債を原資とする基金造成が認められております。一方、防災行政無線整備事業や内海中学校建設事業など、大型プロジェクトについては繰り越しを含みますが、平成21年度をもっておおむね完了することから、今年度以降事業の財源とする地方債発行額の減少が見込まれております。

このような中、今後も町債残高と公債費支出額も考慮し、将来における財政基盤の強化を図り、新たな財政需要に備えるべく、地域振興基金を造成しようとするものでございます。

なお、本基金につきましては平成22年度、本年度からの3年間で約7億4千万円を積み立て、積立額の95%に合併特例債を充当しようとするものでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第1条は、設置規定でございます。町民の連帯の強化や地域振興を図る幅広い事業の財源とするため、小豆島町地域振興基金を設置する旨、規定をいたしております。

第2条では、基金として積み立てる額は一般会計の歳入歳出予算で定めるといたしております。

第3条は、基金の管理方法といたしまして、第1項では基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしております。

第2項では、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとしております。

第4条は、運用益金の処理についての規定でございます。基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金設置の目的の範囲内で直接事業の経費に充て、またはこの基金に編入するものとするとしております。

第5条は、基金の処分について定めております。町長は、基金設置の目的のため、必要があると認めるときは、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部または一部を処分することができるとしております。

第6条は、委任規定でございます。

最後に、附則としてこの条例は公布の日から施行するをいたしており、議会でご可決を賜りましたら、速やかに交付し、基金を設置しようとするものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番森議員。

6番（森 崇君） 合併特例債なんですけど、平成16年に高潮について、当時合併特例債を使ってほしいと何回か言ったんですけど、それについては考えてないのか、ぜひ検討していただきたいと思うんです。あれは、昭和20年以来初めての高潮なんです。この間のチリ地震やって、高さの計算はわかりませんが、1メートル60、この前来た高潮は2メートル51ですから、1メートルぐらい高いんです。そうすると、産業とか生活とかいろんなことを考えると、できたら一日も早くしてほしいと。県のアクションプログラムでは、A10年、B20年、C30年で随分ゆっくりして、まあ財政的なこともあるのはわかるんですけど、特例債を使えるんじゃないかと。僕も一回当時国会に行ってきたと、一体感ありますかと、どういう質問か思うたら、山の人が海の近くにお金使うの文句言やあへんかと、こういうことでした。山の人がマルキン醤油勤めると言うたら、ああそうですか言いましたけど、その考え方をちょっとお願いしたいと思うんです。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 森議員のご質問にお答えをいたします。

合併特例債というのは、もともと合併支援の大きな方策の一つでございました。これによりまして、先進合併をされたところは、この特例債をもとにいろんな箱物整備して、今現在非常に財政負担が強まっているというような状況もございます。そういった中で、当初から申しておりますとおり、特例債ありきでの事業化というのは想定をいたしておりません。しかしながら、事業が必要なもんについては特例債を含め、有利な財源を今後とも活用して事業の進捗を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 構わないんですけど、住民からすると一日も早くやってほしいという事業にお金を使ってもらおうと。車とかいろんなことに影響してますんで、それについて検討してもらえんですか。これ、すごい被害だったんです、当時、池田の本町が。どう思いますか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 当然、各課、特に建設課のほうからですが、予算要求が上がってまいりましたものについては、今のところは予算措置をしておるつもりでございます。ですから、アクションプログラムについては、非常に進捗度合いは高いものと私のほうでは認識をいたしております。今後ともそういった形で、特に住民の安心・安全を守るためには、予算を措置してまいりたいというふうに考えております。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今、説明の中で町民の連帯の強化、地域振興を図るため、幅広い事業に利用するという事なんですけど、具体的にはどういう事業とか想定されているのがあるんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

こちらのほうにつきましては、本当に幅広い事業に活用できるというふうに言われておりました、今現在想定はいたしておりません。ただ、今後町長のほうの施政方針にもございましたが、10年後、20年後を見据えながら、新たな行政需要に対応すべく、財政基盤の強化を図るということで、今回基金条例の設置をご提案申し上げた次第でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は総務建設常任委員会に付託することに決定しました。

議案の審査報告は6月28日の本会議をお願いいたします。

~~~~~

日程第11 議案第52号 サン・オリーブ大規模修繕等準備基金条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第11、議案第52号サン・オリーブ大規模修繕等準備基金条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第52号サン・オリーブ大規模修繕等準備基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、本年4月1日に香川県から譲与を受けましたサン・オリーブにつ

いて、将来の大規模修繕等に備えるため、基金を設置しようとするものであります。

なお、基金の造成に当たっては、譲与を受けた年度に限り、香川県健康生きがい中核施設譲与交付金が交付されることとなっておりますので、これを活用するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 上程議案集の16ページをお願いいたします。

議案第52号サン・オリーブ大規模修繕等準備基金条例についてでございます。

第1条につきましては、サン・オリーブの大規模修繕等に要する経費に充当するため、地方自治法の規定に基づき、サン・オリーブ大規模修繕等準備基金を設置する規定でございます。

第2条につきましては、基金として積み立てる額は一般会計の歳入歳出予算で定める積み立ての規定でございます。

第3条につきましては、基金に属する現金の管理に関する規定でございます。

第4条につきましては、基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の目的の範囲内で事業の経費に充て、またはこの基金に編入するものとする運用益金の処理の規定でございます。

第5条につきましては、町長は基金設置の目的のため、必要があるときは一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部または一部を処分することができる処分の規定でございます。

第6条につきましては、委任の規定でございます。

また、施行につきましては公布の日からとするものでございます。

なお、県からの交付金につきましては、譲与を受けた年度に借りるということで、1億1千万円が予定されております。以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） これらか質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は総務建設常任委員会に付託することに決定しました。

議案の審査報告は6月28日の本会議にお願いいたします。

~~~~~

日程第12 議案第53号 平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第54号 平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（秋長正幸君） 次、日程第12、議案第53号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第54号平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第53号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）で追加補正をお願いします額は5億9,174万円であります。本年度の当初予算が主に経常経費や継続事業に要する経費を計上した骨格予算であったことから、今回の補正は政策経費を盛り込んだ大型補正となっております。款ごとの補正額は、総務費2億7,397万7千円、民生費1億1,444万6千円、衛生費1,613万7千円、農林水産業費4,300万8千円、商工費2,214万9千円、土木費5,468万5千円、消防費912万4千円、教育費5,821万4千円となっております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第54号国民健康保険事業特別会計の補正予算を提案させていただいております。これにつきましても担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第12、議案第53号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第53号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

先ほど町長の提案理由の説明にもございましたように、平成22年度当初予算につきましては年度当初に町長及び町議会議員選挙が予定されていたため、骨格予算として編成して

おりました。今回、提案させていただいております補正予算は、塩田町長就任後、政策的経費の予算編成作業を行い、骨格予算で計上されなかった新規事業や投資的経費等を計上したため、大型補正となっております。

上程議案集の18ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億9,174万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億8,487万5千円とするものでございます。

第2条は、地方債の追加及び変更でございます。21ページをお開きください。

第2表地方債補正のように、先ほど第51号の議案で説明いたしました地域振興基金造成と安田小学校スクールバス整備事業及び片城地区防火水槽整備事業に係る地方債を追加し、臨時財政対策債を補正後のように変更するものでございます。

なお、地域振興基金造成債は合併特例債で、スクールバス整備事業債及び防火水槽整備事業債は辺地対策事業債でございます。

続きまして、補正予算の概要をご説明申し上げます。

今回の補正のうち、2つの基金造成を含むソフト事業費が3億9,978万1千円で、補正総額の3分の2以上を占めております。一方、ハード事業費は1億9,195万9千円を計上しており、補正後の普通建設事業費が9億4,528万4千円と中期財政計画に近い額となっております。

議案集の末尾に添付しております平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

14款国庫支出金1,583万3千円でございます。これは、グループホーム等におけるスプリングラーの設置、町営住宅における地デジ対応及びスクールバス購入に対する国庫補助金でございます。

次に、15款県支出金1億4,007万円につきましては、サン・オリーブの譲与にかかわる交付金1億1千万円を初め、新型インフルエンザワクチン接種助成事業にかかわるもの、単独県費補助事業を活用して実施いたします土地改良事業、漁港整備事業、道路橋梁整備などインフラ整備にかかわるものに加え、内海地区での放課後児童クラブの開設及び運営にかかわる県補助金等でございます。

次に、18款繰入金2,280万円でございます。こちらは、小豆島オリーブ公園、小豆島ふるさと村、手延べそうめん館の機能向上や維持保全のため、施設の維持修繕や備品購入等

の財源として、それぞれの基金から繰り入れするものでございます。また、新たに制度化する協働のまちづくり支援事業の財源といたしまして、ふるさとづくり基金からの繰り入れを計上いたしております。

次に、20款諸収入3,143万5千円につきましては、宝くじを原資とした各種の助成制度を活用すべく、助成申請を提出してありましたところ、今般交付決定等がなされたものでございます。また、B & G財団からの海洋センター修繕に対する助成金、人間ドックの受診助成の財源として、後期高齢者医療広域連合からの受託金等を計上いたしております。

次に、21款町債3億8,160万2千円でございます。これは、さきに地方債補正でご説明いたしましたとおり、地域振興基金の造成、安田小学校スクールバス整備事業及び片城地区防火水槽整備事業に係る地方債を新たにおこすとともに、臨時財政対策債を増額補正するものでございます。以上、歳入の補正額合計は5億9,174万円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお開き願います。

2款総務費2億7,397万7千円につきましては、議案第51号でご説明申し上げました合併特例債を活用した地域振興基金への積立金が大部分を占めております。一方、路線バスの利用促進に向けての新たな補助制度の創設に係る費用や、前期高齢者を初め、より多くの方に幅広い分野で社会貢献活動にご参加いただくため、活動母体の組織化や既存団体の新たな事業を展開する団体に対する補助金等を計上いたしております。また、宝くじを原資とした各種の助成を申請してありましたところ、歳入でもご説明申し上げましたが、今般交付決定を受けたものについての歳出予算を計上いたしております。さらに、高松法務局土庄出張所の統合廃止に伴い、必要となる委託料や役務費、また内部情報系のサーバー購入など内部経費を計上いたしております。

次に、3款民生費1億1,444万6千円でございます。こちらも議案第52号でご説明いたしましたサン・オリーブ大規模修繕等準備基金への積立金が大部分を占めております。また、グループホームのスプリンクラー設置事業に対する国庫補助金と同額を事業実施者に補助しようとするものでございます。

次に、4款衛生費1,613万7千円につきましては、新型インフルエンザワクチン接種や人間ドック受診にかかわる助成金と内海斎苑及びみさき園における維持補修費を計上いたしております。

11ページ、12ページをお開き願います。

6款農林水産業費4,300万8千円でございます。まず、1項農業費では農地法の改正に

に伴い、優良農地の確保、農用区域からの除外の厳格化が図られるとともに、現行の計画が合併前の2町の計画を多種合わせたものでございまして、実情に即していない面もございますことから、新たに小豆島町農業振興地域整備計画の策定に着手をいたします。また、農道など農業基盤の整備費や今年度から県が事業主体となって橘地区の白崎海岸で実施する海岸環境整備事業の地元負担金等を計上しております。

次に、2項水産業費では、漁港の維持補修費や整備工事費を計上いたしております。

13ページ、14ページをお開き願います。

7款商工費2,214万9千円につきましては、8市9町が共同で設置する高松空港での観光物産展示PRコーナーにかかわる運営費負担金と、小豆島町商工会が実施するひしおの郷景観整備モデル事業及び小豆島観光物産PR事業に対する補助金を計上いたしております。また、小豆島オリーブ公園や小豆島ふるさと村等の機能向上や維持保全のため、施設の維持修繕や備品購入等を実施するもので、財源にはそれぞれの目的基金からの繰り入れを予定をいたしております。また、地域再生マネジャー事業の優良事例として、本町のオリーブ振興が選ばれたことから、これをPRする番組制作等につきまして、他団体と協調して実施しようとするものでございます。

次に、8款土木費5,468万5千円でございます。これは、単独県費補助事業で2路線、町単独事業で4路線の道路改良事業と河川の維持補修費に加え、平成23年7月の地上デジタル放送への移行に向けて町営住宅の受信設備改修等を実施するものでございます。

15ページ、16ページをお開き願います。

9款消防費912万4千円につきましては、片城地区における防火水槽新設事業費を計上いたしております。

次に、10款教育費5,821万4千円でございます。まず、2項小学校費では、購入後18年が経過し、老朽化が著しい安田小学校のスクールバス更新費用を計上いたしております。また、これまで先ほど議案でも説明いたしましたが、懸案となっております内海地区での放課後児童クラブについて、社会福祉法人清見福祉協会に委託し、これを開設、運営しようとする経費を計上いたしております。

次に、3項中学校費では、現在池田中学校におきまして2次診断を実施しておりますが、診断結果が今月末に示される予定でございまして、今後の耐震補強に向けて補強計画作成業務委託料と今般事業決定を受けた県委託事業費を計上いたしております。

次に、4項幼稚園費でございます。17ページ、18ページをお開き願います。

これまで耐震診断につきましては、小・中学校に重点を置いて対応しておりましたが、

幼稚園につきましても調査対象に含まれることから、昭和56年以前の建物で耐震診断が未実施の3幼稚園について1次診断を実施しようとするものでございます。

次に、6項社会教育費では、本年7月から8月にかけて、これまで芸術家村に招聘した作家に加え、東京芸術大学からもご参加いただいて開催をいたします作品展の実施に際しまして、地元の方々を中心に組織する実行委員会に運営等を委託しようとするものでございます。

最後に、7項保健体育費では、内海給食センターのスチームオープンを更新いたしますとともに、昭和57年に設置した海洋センタープールの老朽化が進んでいることから、大規模改修の実施に向け、B & G財団に助成申請を行っていたところ、今般助成決定をいただいたため、大規模改修を実施するものでございます。以上、歳出予算の補正総額は5億9,174万円となっております。

これで一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 10ページの法務局の統廃合に関する委託料が出ておるんですが、町として住民の今後の利用において、どういうふうな状況においてこれがされるのかということと、委託料ですから、どこに対して委託料を払うのかということ、それと法務局が廃止されることによって、町としてやはり住民の不便さというのが当然大きく出てくると思うんですけども、この点について町がどのような考え方を示されてきたのかという点について伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） まず、法務局が統合になって住民に不便を生じるのではないかというご質問なんですけれども、土庄町役場のほうにサテライトが設置をされる予定になっております。端末で諸証明の関係は申請ができるというふうに聞いております。

それから、補正をお願いしております委託料300万円ですけれども、支出の先はどこへというご質問ですけれども、代書さんということになるかと思えます。あくまでも予定でありまして、例えば分筆登記なんかで隣接する所有者が非常に多いであるとか、あと旧図と地籍図の間で非常に違いがある場合、なかなか職員では対応でき切れない、そういうものを想定しておりまして、あくまでも予定でございます。できる限り職員で対応をして、この経費は節約に努めたいというふうに思っております。

それから、閉鎖されるに当たって、町がどういう対応したかということでございますけ

れども、当然住民の不便をこうむるということでございますので、土庄町さんともどもに反対をしてきたところでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 土庄町の役場に端末機設置ということで、なかなか一般住民が行かれた場合に、使用がなかなか難しいなというふうなことを聞いておるわけです。これもいつまでこれが活用できるのかという問題もあるわけです。未来ずっと、20年、30年いうことでできるのかどうなのか、そこら辺の見通しなり、法務局の考え方なり把握しておれば伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 20年、30年先の見通しというご質問ですけれども、申しわけありませんが、そこまでの確認はいたしておりません。

それから、機器の取り扱い、なかなかわかりにくいというご指摘でございますけれども、広報のほうにも掲載をして周知をしておりますし、また土庄の、場所まではちょっと確認してないんですけれども、土庄町さんの職員に教えていただくというような格好で対応させていただけたらというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 16ページのスクールバスの関係です。実は、先日僕の前をバスが通って、先生が立っとなや、そのバスが走りようときに。ずっと行ってオーリーブ公園までついて行って、もう絶対座っとな危ないでと、ブレーキ踏んだらぼんと飛ぶんですよ。ですから、このスクールバス、そういうことも含めてどういうバスを買おうとしているのか、もう検討したのか、三菱が悪いとか日野が悪いとかいうんじゃないかと、経験者に聞く必要があるんじゃないかと。業者任せで、もうこのバスやないというんじゃないかと問題があると思います。先日もあるバスの観光バスに乗った小豆島の客は、ギアのタイヤが高速道路でどんと外れた。ほんで、運転手にどうしたんと言ったとも、物を言わんのや。とうとう寄って、けがなく終わったんですけど、ギアのタイヤが外れたと。ですから、どの会社のバスがいかんとは僕は言いませんけど、どこまで計画されとんか、安全はどういうことを考えて、そのバスを購入するように決まったのか聞きたいと思います。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 6番森議員のご質問にお答えしたいんですが、スクールバスの購入に当たっては、現在のスクールバスの乗車定員と同等なものということで考えております。ということで、会社につきましてはそういった関係での入札とか見積もりに

なりますので、どこのバスという限定はしておりません。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） そういった意味では、経験者というたら語弊があるんですけど、車も安全ですけど、バス運転手も安全が大事なんですけど、それを聞く予定があるのかな、だれかに聞いて、あくまでも参考に聞いたらいいと僕は思うんですけど、それはどうですか。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） その点、ちょっと私も認識不足のところがございまして、後ほど森議員さんとよくご相談してその辺を参考に聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。15番浜口議員。

15番（浜口 勇君） 実は、先ほども出ましたけど、高松法務局土庄出張所が来月をもって閉鎖になるという、こういうことですが、これ先ほど総務課長さんから2町をもって反対したということなんですけど、この廃止になるいきさついうんか、高松法務局へ登記関係は行かないかんということ、証明書関係は今言ったような地元でできるということございましてけれど、非常に日本国民でありながら、こういう海渡って法務局へ行かないかんという、私にしてみたら非常に今日まで法務局がかつては草壁にもありましたし、そういう国民の権利いうんかな、そういうなんをないがしろにしとるような感じが私はしとんですけど、この廃止に至る住民の理解とかそんなことは一切なく、国が一方的に決めてしまとるよう感じがしますが、このいきさつについてももう少し詳しく知りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 法務局の廃止、統廃合ということにつきましては、1年ぐらい前から話が出ておりました。これまでも1カ所の法務局当たりの取扱件数というのが、当初7万件であったんです。7万件的取扱件数に対して1カ所の法務局、出張所を置いていこうという国の方針の中で、小豆島の場合は当時は5万件ぐらいあったようです。島という特殊性をかんがみて、法務局のほうも非常に頑張ってくれて、国のほうに対して小豆島は特別やということで頑張ってくれたんですが、この基準が10万件になりました。1カ所当たりの取扱件数が10万件に引き上げられ、実際の小豆島町土庄出張所の取扱件数は年間3万件、10万件に対する3万件、半分ぐらいでこらえてくれというのはもう聞かんということで、高松の法務局も非常に悩んでおられましたが、もう国に幾ら頼んでももうこれ以

上無理ですというようなことから、お話が具体的に参ったわけでございますが、当然両町のみならず、司法書士会につきましても同様に反対運動をしたわけでございますが、もう国の大きな出先機関の統廃合という動きの中で、抗し切れないということで、先ほど総務課長申しましたように、土庄の役場に島で1カ所サテライトを置いて、最低限のサービスはそこで確保しようということになったわけですが、これにつきましても国の定めた基準がありますので、余りにもこの利用が少ないと、いつまでもこれは設置しておくわけにもまいらないということも言われております。そういうことで、1町あるいはこの小豆島の力では、あるいは高松法務局ではこの動きに抗し切れなかったということでございますので、納得はできませんが、いたし方ないということで対応策を考えておるわけでございます。

議長（秋長正幸君） 9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 今の説明、副町長の説明ですが、納得できないが、国の方針であるからしゃあないのかなという部分であったと思うんですが、こんだけITが発達しておる中で、発達してきた中でやっぱり登記の部分、証明書は今言ようようにできる。登記の部分なんかが、やっぱりできないというのが何かおかしい言うたらいかんけれども、できるんが当たり前違うのかなというふうに私は思うんですけれども、赤い判こが、朱肉がついておる判こがなかったらいかんのか、それとも赤いんが今カラーが幾らでもメールでもカラー印刷やないけども、そういなんがずっと送れる中で、そういうことはできんのかと。というか、町長が言ようる島嶼部が全国的に置いていかれようかと。これを何とかせんといかんというふうな部分と、全く私らとしたら今のままでよっしゃ言よんではいかんかと。もっと探ってみたらいかんのちゃうん、こういう形はいかんのかと。我々、島民が生活しょうる中で、どうしてこれができんの、してくれんのぞということをやっぴりもっと強行に言うていかなんたらいかんのやないかなと思っておりますが、そこらはどうですか。言うたけども、いかんがというんで済ますんじゃなくて、はい。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 当然、最近ですから、電子化しているんなやりとりできるわけですけど、この権利関係でございますので、数値化して電子でデータにいたしますと、改ざんしてもわからないので、ここのところはやっぱり原本でないといかんということがあるんです。分筆に際しても、とにかく周辺のすべての同意が要るといったことで、それぞれ全部原本を添付せないかんということですので、途中でやりとりは、これでええかというやりとりはそれで行けてでも、最終的に提出するのものは原本を添付せないかんという

ようなことで、おっしゃるように電子で全部できるんじゃないかというところまでは至らんという状況でございます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 先ほど関連で、ほかの議員も質問しました。住民にはほとんどこの状況というのは、もう知らされてない状況があったと思いますし、私も最近お聞きしたというふうな状況で、町のほうにも司法書士会のほうからも要請もあったというふうに聞いております。20年、30年先までこの状況が住民が活用できるかという質問しましたが、どうも2万件落ちると、もうこれを撤去するというふうなことを聞いております。それで、いろんな不動産関係の動きなり、新規登記なりが法人関係ももちろん当然ありますが、代書、司法書士に委託することも十分それはできるわけですけども、本人が行った場合はそれですぐに済まない。例えば、郵送でした場合は3日、4日かかると、返ってくるまでに、というふうな状況も聞いております。ですから、国の方針、法務局によってこれができるわけですけども、特にやっぱり住民の暮らしの中でこの問題は大きいと思いますので、2万件以下になると、もうこれは時間がすごい短いというふうに感じます。今後、やっぱりこれはいろんな範囲の広い立場から、町として行政として対応を考えていただいて、具体的な動きもやっていかないと、本当に離島においては大変厳しいという状況になると思いますので、ぜひ今後の問題として町長を先頭に考えていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 法務局の廃止、多分私の就任前の話だと思いますが、既に法務省、法務局が決定したことで、その決定自体を覆すことは多分難しいんだと思いますが、きょうの町議会の議論については何らかの機会にちゃんと法務局には伝え、それからこれからどういう形で動くかについても、状況をよく把握してこういう大きな問題、役場だけで処理するのじゃなくて、できるだけ早く町会議員の人とも相談しながら的確に対応できるように今後はしたいと思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託し、総務建設常任委員会は教育民生常任委員会に分割付託をして審査をしていただくことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は総務建設常任委員会に付託し、総務建設常任委員会は教育民生常任委員会に分割付託をして審査をしていただくことに決定されました。

なお、分割付託審査を行った教育民生常任委員会は審査が終わりましたら総務建設常任委員会に報告をお願いします。

議長（秋長正幸君） 日程第13、議案第54号平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明内容を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（村口佐吉君） 平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回補正予算をお願いしますのは、国民健康保険被保険者の健康増進を推進し、国保医療費の削減、がん検診受診率の向上などを目的といたしまして、40歳以上の国民健康保険の被保険者の方を対象といたしまして、人間ドック助成事業を実施するものでございます。

議案集の22ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,345万3千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による規定でございます。

先に歳出の補正から説明をさせていただきます。

小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）説明書の25ページをお開きください。

8款保健事業費、2項保健事業費、1目保健対策費は補正前の額962万4千円、補正額285万7千円の増額で、計1,248万1千円とする補正でございます。人間ドックの実施に伴う助成費用でございます。内容をご説明申し上げますと、受診者は小豆島町に住所を有する40歳以上の国民健康保険の被保険者の方で、現在医療機関で加療中の方、該当年度に健康診断等を受けた方、また介護施設に入所中の方を除いた方に対しまして、年1回を限度に実施をするものでございます。受診者につきましては60名を見込んでおり、受診される方には費用の1割を自己負担していただき、残りの9割分につきまして国民健康保険から助成をしようというものでございます。受診できる医療機関といたしましては、小豆郡内

の4医療機関で、内海病院、牟礼病院、池田内科クリニック、土庄中央病院となっております。

次に、歳入でございます。

補正予算説明書の23ページをお開きください。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金ですが、補正前の額千円、補正額285万7千円の増額で、計285万8千円とするものでございます。これは、先ほど説明申し上げました人間ドックの受診費用助成事業に要する費用につきまして、財政調整基金を取り崩してこれに充てようとするものでございます。以上、歳入歳出補正額285万7千円、総額を22億6,345万3千円とする補正でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

次回は6月25日金曜日に会議を開きます。

なお、開議時間につきましては6月18日の議会運営委員会で決定いたしますが、午前9時30分の開会を予定しております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時44分